

**新規上場時の会計不正事例を踏まえた  
取引所の対応に係る申請書類及び  
新規上場ガイドブックの改訂について**



- 「新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応」（2025年12月12日公表）を踏まえ、JPX（株）東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人）は、申請書類ひな形及び新規上場ガイドブックを改訂。

## 新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応

新規上場時の会計不正事例の発生を真摯に受け止め、以下のとおり、取引所（株式会社東京証券取引所及び日本取引所自主規制法人）として上場審査機能の質的向上に取り組むとともに、IPO関係者と連携・協力して再発防止に努める。（IPO関係者における取組みについても今後のIPO連携会議で適宜共有予定）

なお、取引所における再発防止策の実行においては、スタートアップ育成の観点も踏まえ、上場準備会社の過度な負担を回避するため、不正リスクに応じたメリハリのある対応となるよう留意する。

### 1. 不正リスクに応じた上場審査

- 循環取引等の発生リスクを踏まえ、代理店の利用率が高いビジネスモデルにおいては実質的な仕入先・販売先の状況等を確認  
※上場申請時の提出書類において主要な実質的な仕入先・販売先の会社概要等の記載項目を追加  
※今後も不正リスクの高いビジネスモデルを認識した場合は同様の対応を実施
- 上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認  
※該当する新規上場申請会社に対しては、前任者の守秘義務解除などヒアリングを可能とする環境整備を要請  
※ヒアリングの実施にあたっては、ヒアリングの内容等を新規上場申請会社に伝達しないなど、前任者に配慮して対応  
※後任者の規模・体制、IPOの経験等に応じた審査を実施  
※主幹証券会社との交代や監査法人及び主幹証券会社の主要な担当者が交代している場合も同様に、取引所でその経緯等を確認

### 2. 内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化

- 新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況を確認  
※経営陣から独立した通報窓口の設置、情報提供者の秘匿や不利益取扱禁止等の社内ルール整備、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等を確認
- 不正情報の早期受領に向けて、IPO関係者と協力して取引所通報窓口（上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口）の存在について上場準備会社の役職員等に対する周知活動を実施  
※上場審査において周知状況を確認  
※当該窓口経由で受領した情報を主幹証券会社及び監査法人に円滑に連携できるよう情報収集の手続きを整備

## 新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応

### 3. 経営者に向けた啓発活動等

- 上場準備会社の経営幹部に対して誠実性や不正防止の観点も含めて「上場の責任」など啓発活動を強化
- 社外取締役・監査役に対する上場審査時のヒアリングの際に、不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認  
※取締役・監査役の就任経緯等について、不正防止体制・運用に対する脆弱性の観点から確認

### 4. IPO関係者との連携・協力

- IPOに関与する監査法人のすそ野が小規模監査法人まで拡大している状況を踏まえ、日本公認会計士協会の登録上場会社等監査人による監査の信頼性向上に向けた取組みに期待し、取引所としても協力して対応
- 取引所における不正リスクへの対応強化を踏まえた、証券会社の適切な引受審査機能の発揮に向けて日本証券業協会と連携して対応

### 5. 自主規制法人における不正リスクに関する上場審査能力の向上に向けた取組み

- 本事例の教訓を踏まえて上場審査に関する研修を充実
- IPO関係者・関係機関との連携、業界関係者・専門家からのヒアリング、AIの活用等により、不正リスクに関する情報収集・分析能力を向上
- 自主規制法人内において不正リスクに応じた機動的な情報連携を徹底
- 不正リスクに関する上場審査充実の観点から審査体制を拡充  
※引き続き不正リスクに応じて標準審査期間を弾力的に運用

- 新規上場時の会計不正事例を踏まえた取引所の対応：<https://www.jpx.co.jp/news/1020/20251212-01.html>
- 申請書類ひな形：<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/documents/01.html>
- 新規上場ガイドブック：<https://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide-new/index.html>

## 1. 不正リスクに応じた上場審査

- 循環取引等の発生リスクを踏まえ、代理店の利用比率が高いビジネスモデルにおいては実質的な仕入れ先・販売先の状況等を確認
  - ※上場申請時の提出書類において主要な実質的な仕入れ先・販売先の会社概要等の記載項目を追加
  - ※今後も不正リスクの高いビジネスモデルを認識した場合は同様の対応を実施

### 【Ⅱの部記載要領の改訂】

#### d 最近3年間の主要な仕入れ先

主要な仕入れ先（基準事業年度における上位5社程度）につき、最近3年間の仕入れ先の実績を次表の要領で記載してください。なお、仕入数量、仕入金額の数値等に重要な変動（取引の開始、拡大、縮小、解消等）がある場合には、その理由を注記してください。また、仕入金額の比率が、10%以上を占める相手先については、取引開始の経緯、継続的な取引（比率）の方針や、継続的に取引を実現するための方策を注記してください。そのほか、仕入金額の50%以上が代理店等（代理店、卸売、商社、販売会社など実質的な仕入れ先との間に入る中間流通業者）を介した仕入である場合、実質的な仕入れ先（実質的な取引金額における上位5社程度）について「(a)仕入れ先企業情報」のフォーマットに準じて記載してください（記載が困難な場合は、その理由を記載してください）。

#### 【提出後の更新】

審査期間中に基準事業年度を変更する場合は申請事業年度に関する更新資料を提出してください。

#### d 最近3年間の主要な販売先

主要な販売先（基準事業年度における上位5社程度）につき、最近3年間の販売先の実績を次の表の要領で記載してください。なお、販売数量、販売金額の数値等に重要な変動がある場合には、その理由を注記してください。また、販売金額の比率が10%以上を占める相手先については、取引開始の経緯、継続的な取引（比率）の方針や、継続的に取引を実現するための方策を注記してください。そのほか、販売金額の50%以上が代理店等（代理店、卸売、商社、販売会社など実質的な販売先との間に入る中間流通業者）を介した販売である場合、実質的な販売先（実質的な取引金額における上位5社程度）について「(a)販売先企業情報」のフォーマットに準じて記載してください（記載が困難な場合は、その理由を記載してください）。

#### 【提出後の更新】

審査期間中に基準事業年度を変更する場合は申請事業年度に関する更新資料を提出してください。

## 【各種説明資料記載要領の改訂】

(6) 仕入、販売、外注等について

次の項目についてご説明ください。

- ・ 主要な仕入品（原材料及び商品等）のうち、代替性に乏しい希少品等があるときは、用途、不可欠な理由及び安定確保のための取組み
- ・ 最近2年間（「最近」の起算は、基準事業年度の末日からさかのぼるものとします。以下同じ。）の主要取引先（仕入先、販売先、外注先等、該当するものそれぞれについて）上位5社の状況（会社名、代表者名、所在地、事業内容、取引内容、取引金額、10%以上を占める相手先がある場合には、取引開始の経緯、継続的な取引（比率）の方針、継続的に取引を実現するための方策等）をご説明ください。そのほか、仕入又は販売金額の50%以上が代理店等（代理店、卸売、商社、販売会社など実質的な仕入れ先・販売先との間に入る中間流通業者）を介した取引である場合、実質的な仕入れ先又は販売先（実質的な取引金額における上位5社程度）の状況（会社名、代表者名、所在地、事業内容、取引内容）も記載してください（記載が困難な場合は、その理由を記載してください）。

### 【提出後の更新】

最近2年間の主要取引先上位5社の状況について、審査期間中に基準事業年度を変更する場合は申請事業年度に関する更新資料を提出してください。

## (参考) 新規上場ガイドブック（抜粋）

加えて、企業の事業実態を分かりやすく説明するため、申請会社の事業に係るバリューチェーン全体を俯瞰して、投資判断上重要と考えられる内容を想定することも重要です。例えば、代理店等を介して取引している場合であっても、その先の実質的な仕入れ先や販売先の取引金額が申請会社の仕入や売上の過半を占めるなど、当該情報が投資判断上重要と考えられる場合には、他の重要な取引先と同様に、当該実質的な仕入れ先及び販売先についても情報を開示することが考えられます。

## ● 広告宣伝費等の確認

ビジネスモデルを把握する観点で、Ⅱの部及び各種説明資料に、広告宣伝費等の記載欄を新設。

### 【Ⅱの部記載要領の改訂】

#### b 販売に関する事項

販売に関し、次の事項を記載してください。なお、販売に関する事項について、企業集団としての取決めがある場合は当該取決めを記載し、企業集団としての取決めがない場合は申請会社及び記載すべき子会社について当該取決めを記載してください。

(a) 販売増加のために採用した具体的な方策(営業体制、販売先開拓、取引量の拡大策等)があれば、その内容

**(b) 広告宣伝の状況(広告宣伝に係る基本方針、具体的な広告宣伝手法、広告宣伝費の額と効果)**

(c) 販売条件(販売価格、決済条件等)の決定方法(原価の変動を販売価格へどのように反映し適正な利潤の確保を図っているかを含みます。)

(d) 債権の管理方法、与信管理の方法(新規取引開始の場合も含みます。)

(e) 在庫の適正水準及び管理方法

(f) 製商品・サービスの品質の維持管理の方法

### 【各種説明資料記載要領の改訂】

#### (2) 事業の内容について

次の項目についてご説明ください。

・事業の沿革(創業者の起業経緯等を含みます。)

・事業の特徴

・具体的な製・商品又はサービスの特徴

**・売上拡大に向けた営業方針・体制、広告宣伝の状況**

・工場、営業所、店舗等の事業所の管理方法

## 1. 不正リスクに応じた上場審査

- 上場準備期間に監査法人が交代している場合、前任者に対する交代経緯等を確認
  - ※該当する新規上場申請会社に対しては、前任者の守秘義務解除などヒアリングを可能とする環境整備を要請
  - ※ヒアリングの実施にあたっては、ヒアリングの内容等を新規上場申請会社に伝達しないなど、前任者に配慮して対応
  - ※後任者の規模・体制、IPOの経験等に応じた審査を実施
  - ※主幹事証券会社の交代や監査法人及び主幹事証券会社の主要な担当者が交代している場合も同様に、取引所でその経緯等を確認

### 【新規上場ガイドブックの改訂】

#### ④公認会計士ヒアリング

申請会社の監査を行っている公認会計士に対して、監査契約締結の経緯、経営者・監査役等とのコミュニケーションの状況、内部管理体制の状況、経理及び開示体制等についてヒアリングを行います。ヒアリングは公認会計士と二者間で行い、実施時期については申請会社及び主幹事証券会社に対してお伝えしていません。

(注1) 「I の部」に添付する監査報告書等は上場承認までの提出とされていますが、重要な会計上の論点等は、上場申請までに申請会社及び監査法人との間で解決しておく必要があります。仮に、上場申請後に重要な会計上の論点等が解消されていないことが判明した場合には、審査期間を延長してその内容を確認することがあります。

(注2) 最近3年間（基準事業年度の末日からさかのぼります。）において監査法人の交代（監査契約に限らず、上場時の監査の実施を前提とした上場準備に係るアドバイザー契約等を解除した場合を含みます）が生じている場合、前任者に対してもヒアリングを行う場合があります。該当する申請会社（申請会社が未上場又は特定取引所金融商品市場上場会社である場合に限る）は新規上場申請までに前任者との間で守秘義務契約の解除などヒアリングが実施可能な環境を整備することが求められるほか、主幹事証券会社による上場適格性調査においても前任者にヒアリングを実施する場合がありますため、主幹事証券会社に対する守秘義務契約の解除など、同様の環境整備を行うことが求められます。

※別途エントリーシート（上場申請に先立ち主幹事証券会社が東証へ提出する事前連絡資料）に前任者の連絡先の記載欄を追加。

# (参考) 上場適格性調査に関する報告書の様式改訂

## 【上場適格性調査に関する報告書の様式改訂】

### 別紙

(1) 「企業の継続性及び収益性（有価証券上場規程第207条第1項第1号）」関係

(略)

(5) 「その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（有価証券上場規程第207条第1項第5号関係）」関係

(上場適格性調査に関する参考情報)

①申請会社の上場準備に係る関与期間	
②上記期間における公開引受部門及び引受審査部門の主たる担当者の状況	
③申請会社の取引先に対する調査実施状況	
④最近3年間における監査法人の交代がある場合は前任者への確認状況	

(記載上の注意)

(略)

「①申請会社の上場準備に係る関与期間」には申請会社との間で本申請に係る上場準備に関する契約の締結日を記載してください。

「②上記期間における公開引受部門及び引受審査部門の主たる担当者の状況」には、上場準備に係る関与期間（当該期間が3年以上に渡る場合は上場申請予定日から起算して3年以内）における公開引受部門及び引受審査部門の主たる担当者の役職、氏名及び関与期間を記載してください。

「③申請会社の取引先に対する調査実施状況」には申請会社の取引先に対して面談等を実施している場合、その実施状況を記載してください。

「④最近3年間における監査法人の交代がある場合は前任者への確認状況」には、該当する申請会社の場合において、前任者に対して交代経緯等の確認を実施している場合、当該状況について記載してください。

## 2. 内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化

- 新規上場申請会社における内部通報体制の整備状況を確認  
※経営陣から独立した通報窓口の設置、情報提供者の秘匿や不利益取扱禁止等の社内ルールの整備、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等を確認

### 【新規上場ガイドブックの改訂】

その他、幅広いコンプライアンス体制の整備の一環として、内部通報制度の整備運用状況についても確認します。具体的には、社内の窓口のほか経営陣から独立した社内・社外窓口の設置状況や対応フロー（通報受付、~~通報者保護~~、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ）の整備状況のほかに、重要な通報内容の有無、役職員等への周知状況等について確認します。特に内部通報制度を有効に機能させるための環境整備として、通報者の秘匿や不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護に係る社内ルールの整備状況、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等について確認するほか、なお、通報実績がない場合は、役職員等への周知が十分か、制度の利用促進のための施策を講じているか等について確認をすることがあります。

Q：内部通報制度の整備にあたり、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫としてどのような対応が求められますか。

A：内部通報制度を有効に機能させるためには、役職員が安心して制度を利用できる環境を整備し、そのような内容を含めて社内周知されることが重要です。社内窓口に加え、経営陣から独立した窓口を設置することもその一環ですが、当該窓口に通報した内容が社内に連携され調査が行われる際に、不正に関与した本人に伝達される又は調査に関与してしまう体制であると、役職員が安心して制度を利用できる環境とはいえません。経営陣から独立した窓口から社内への伝達経路は複数設定し、仮に社内側の連携窓口となる人物に関する通報であった場合は、別のルートを選択できるような制度を整備し、社内周知しておくことが望まれます。

## 【Ⅱの部記載要領の改訂】

### (4) 内部通報制度の整備状況

内部通報制度を設置している場合は、その概要(社内の窓口のほか経営陣から独立した社内の通報窓口、社外の通報窓口の設置状況、通報受領後のフロー(通報受付、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ)等)、内部通報制度を有効に機能させるための取組み(通報者の秘匿や不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護に係る社内ルールの整備状況、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等)、社員への周知方法や当該制度の利用を促進する施策があればその内容を記載してください。

及びまた、最近2年間及び申請事業年度の通報件数を記載してください。なお、通報件数が多数の場合は、任意に分類した分野毎の件数を記載してください。

#### 【提出後の更新】

提出日以降に新たに通報がある場合は更新資料を提出してください。

## 【各種説明資料記載要領の改訂】

### (6) リスク管理及びコンプライアンス体制について

次の項目についてご説明ください。

(略)

・内部通報制度の整備状況(社内の窓口のほか経営陣から独立した社内の通報窓口、社外の通報窓口の設置状況、通報受領後のフロー(通報受付、調査、是正措置、再発防止策の一連の流れ)、内部通報制度を有効に機能させるための取組み(情報提供者の秘匿や不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護に係る社内ルールの整備状況、不正実行者に通報内容が伝わらない工夫等)、社員への周知方法・当該制度の利用を促進する施策、最近2年間及び申請事業年度の通報件数等)

## 2. 内部通報体制の適切な整備に向けた審査及び不正情報の収集・連携強化

- 不正情報の早期受領に向けて、IPO関係者と協力して取引所通報窓口(上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口)の存在について上場準備会社の役職員等に対する周知活動を実施
  - ※上場審査において周知状況を確認
  - ※当該窓口経由で受領した情報を主幹事証券会社及び監査法人に円滑に連携できるよう情報収集の手続きを整備

### 【周知用コンテンツの提供】(2026年3月末実施予定)

- 上場準備会社の役職員に対する取引所通報窓口の周知用コンテンツ(別紙1参照)を東証HPに掲載

### 【新規上場ガイドブックの改訂】(2026年3月末実施予定)

#### 新規上場申請者上場準備会社の上場適格性に関する情報受付窓口について

東証では、東証への上場を検討している会社、上場申請を行っている会社、上場承認されている会社(以下「上場準備会社」といいます。)に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての情報提供を受け付ける通報受付窓口を設置しています。東証に上場申請を行っている会社に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての上場準備会社について該当する情報がありましたら、以下に記載の情報受付窓口へ情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、上場審査に役立たせていただきます。なお、ご提供いただいた情報については、上場審査に必要と判断した範囲内において、主幹事証券会社又は担当監査法人等に提供するほか、関係者に確認を行うことがあります。調査は可能な限り情報提供者の特定につながらないように細心の注意を払って行いますが、調査を通じて、通報された事実及び内容が情報提供を端緒として開始された可能性があることが新規上場申請者上場準備会社に推知される場合もリスクがあることをご了承ください。

[https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/new\\_listing/index.html](https://www.jpx.co.jp/regulation/mail/new_listing/index.html)

また、東証は上場準備会社に対して通報受付窓口の存在について役職員への周知(注)をお願いしています(上場審査において周知状況を確認します)。上場準備段階から配布可能な周知用のコンテンツも提供しておりますので、併せてご活用ください。

#### 【URLの貼り付け】

(注)原則として全役職員への周知が望まれますが、企業規模等を踏まえて周知範囲を絞り込むことも許容されます。また、上場準備活動の情報管理のために、上場承認前の周知範囲を限定することも考えられますが、不正情報の早期収集の観点から、過度な周知範囲の絞り込みは避けてください。

## (参考) 2-2. 取引所の通報窓口の周知 (2)

【Ⅱの部記載要領の改訂】(2026年3月末実施予定) ※4月以降申請する会社から適用予定

### (5) 役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況

役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況(周知時期、周知対象とする役職員の範囲を限定する場合はその考え方、周知方法)を記載してください。なお、情報管理の観点から上場承認後に周知を行う役職員がいる場合、その対象範囲を記載してください。

【各種説明資料記載要領の改訂】(2026年3月末実施予定) ※4月以降申請する会社から適用予定

### (6) リスク管理及びコンプライアンス体制について

次の項目についてご説明ください。

(略)

・役職員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況(周知時期、周知対象とする役職員の範囲を限定する場合はその考え方、周知方法。情報管理の観点から上場承認後に周知を行う役職員がいる場合、その対象範囲も記載)

## 3. 経営者に向けた啓発活動等

- ・ 社外取締役・監査役に対する上場審査時のヒアリングの際に、不正防止に向けた体制整備・運用状況の評価を確認  
※取締役・監査役の就任経緯等について、不正防止体制・運用に対する脆弱性の観点から確認

### 【新規上場ガイドブックの改訂】

#### ⑤社長（CEO）面談、監査役面談、独立役員面談等

社長（CEO）面談では、審査担当者が申請会社へ赴き、社長（代表者、経営責任者）へのヒアリングを行います。この席では、会社や業界について、経営者としてどのようなビジョンをもって経営に当たっているか、上場会社となった際の投資者（株主）への対応（IR活動の取り組み方針等）、申請会社のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、適時開示に関する体制及び内部情報管理に関する体制などについてヒアリングを行います。

また、監査役面談では、原則として常勤監査役に対して、実施している監査の状況や申請会社の抱える課題などについてヒアリングを行います。

さらに、独立役員面談では、申請会社のコーポレート・ガバナンスに対する方針・現状の体制及び運用状況、経営者のコンプライアンスに対する意識、独立役員の職務遂行のための環境整備の状況（情報提供、十分な検討時間の確保など）、経営者が関与する取引の有無や当該取引への牽制状況等についてどのように評価しているのか、また、上場後に独立役員として果たすことが期待される役割・機能等についてどのように認識しているのかヒアリングを行います（注）。

（注）その他、独立役員面談での主な確認事項は以下のとおりです。

- ・ ビジネスモデルを踏まえた事業リスク・今後の課題の認識、当該リスク・課題に対する対応状況に関する評価
- ・ 経営者に対する評価、取締役会の運営に対する評価
- ・ 想定される不正リスク及び不正防止に向けた内部管理体制の整備状況の評価
- ・ 内部通報制度の整備・運用状況の評価、独立役員としての関与状況
- ・ 上場準備過程での主幹事証券会社・監査法人からの指摘事項に対する申請会社の対応状況の評価
- ・ 関連当事者取引や経営者が主導する取引の発生状況及び当該取引に対する牽制体制の状況
- ・ 経営陣、他の独立役員、監査役等との連携状況
- ・ 上場後の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた経営者の意識・準備状況の評価（※プライム市場・スタンダード市場）
- ・ 成長戦略を踏まえた上場時期、上場目的に対する評価（※グロース市場）
- ・ 上場後の株主・投資家との対話に関する方針（取締役の場合）

## 3. 経営者に向けた啓発活動等

- 上場準備会社の経営幹部に対して誠実性や不正防止の観点も含めて「上場の責任」など啓発活動を強化

### 【コンテンツの提供】（2026年3月末実施予定）

- 上場準備会社の経営幹部向けの不正防止に関する啓発用資料（別紙2参照）を東証HPに掲載。当該資料において、上場準備段階で活用可能な各種コンテンツも案内。